

2026年度人事院勧告速報

～昨年並み、高水準の引上げ改定！

中高年齢層においては昨年を上回る引上げ！

再任用職員の月例給を改善！～

1. 賃金の改定

○月例給 15,056円〔3.51%〕引上げ 【25年度は15,014円〔3.62%〕】

- ・業務遂行の重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定
- ・民間の動向や人材確保の重要性をふまえ、初任給を一律9500円引上げ
- ・民間の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善

<全体の平均改定率3.3%に対し、再任用職員の平均改定率は8.5%>

<本勧告による若年～高齢層の改定のイメージ>

【25年度人事院勧告の改定額】

現行(俸給月額)	改定後	改定額
277,500円	288,900円	11,400円
299,700円	311,100円	11,400円
349,400円	361,700円	12,300円
391,700円	405,100円	13,400円
419,800円	432,800円	13,000円

24年度	25年度	改定額
270,000円	284,400円	14,400円
299,900円	313,200円	13,300円
348,800円	361,800円	13,000円
392,000円	404,000円	12,000円
419,900円	431,500円	11,600円

○ボーナス 0.05月分引上げ〔4.65月分→4.70月分〕

【25年度も0.05月分〔4.60月分→4.65月分〕】

- ・引上げ分は、期末および勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

公務員連絡会（および全国の労働組合）が人事院に対し、一貫して

「若年層・中堅層・高齢層のバランスのとれた賃金体系の確立」

「再任用職員の処遇改善」

を要求してきている結果といえます。

※非常勤職員にも扶養・住居手当の支給に努めるよう指針に明記<<26年10月実施>>

2. 勤務時間及び休暇の改定

○無給休暇の新設<<27年4月施行>>…事由を問わず、年7日取得できる無給休暇

○代休日の見直し<<27年4月施行>>

…祝日の勤務が1日に満たない場合でも、他日の勤務時間を短くすることが可能

3. 今後のスケジュール 9月 福岡県人事委員会との交渉 → 福岡県人事委員会勧告

10～11月 福岡県教育委員会との交渉 → 賃金・労働条件確定

※引上げとなれば差額が支払われます